

自然災害に便乗した悪質商法にご注意ください。

近年は、台風、ゲリラ豪雨等の風水害、地震等の自然災害が全国各地で多数発生し、報道等で被災状況を目にすることが多くなっています。それに便乗した悪質商法が多数発生しています。悪質商法は、災害の発生地域だけが狙われると限りません。悪質な商法には十分注意しましょう。

過去の災害時にみられた便乗商法の例

- ・「当社と被災家屋の修理契約をすれば、行政から補助金が出る。」などとうその勧誘を行い、壊れた住宅の修理を契約させる。
- ・ 公的機関ではないのに、公的機関を思わせる名称で「家屋の無料診断をします」というチラシを配布して勧誘、高額な契約をさせる。
- ・ 被災後の住宅を訪問し、「雨よけ」のブルーシートをかけた後、屋根工事を勧誘する。断ると「ブルーシート代」の名目で高額な料金を請求してくる。
- ・ ボランティアと称して「何か困っていることはありませんか?」「清掃に来ました。」などと訪問し、頼んだ後で、法外な料金を請求してくる。
- ・ 「被災地に送るためにボランティアで古い布団を集めています」と訪問し、布団を寄付しようとする、「いい布団なので、もったいない。打ち直しをした方がいい。」と高額な布団リフォームの勧誘をする。
- ・ 公的機関、日本赤十字社、中央共同募金会などをかたり、義援金や見舞金を振込むよう依頼するハガキやメールを送ったり、自宅訪問があったりする。

アドバイス

悪質商法は、災害の発生地域だけが狙われるとは限りません。悪質商法の被害に遭いそうになったとき、遭ってしまったときは、すぐに消費生活センターや警察等へ相談しましょう。被害に遭わなくても、情報提供していただくことで、悪質商法の被害拡大防止につながります。

義援金や見舞金を送るときは、確かな団体を通して送るようにしてください。振り込みをする前に、振込口座の名義がその団体の正規のものであることを必ず確認しましょう。

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 050-5808-9600